

2019年4月19日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社



株主還元70ETF(上場投信)を新規上場

野村アセットマネジメント株式会社(CEO兼代表取締役社長:中川順子、以下「当社」)は本日、「野村株主還元70」を連動対象とする「NEXT FUNDS 野村株主還元70連動型上場投信」(愛称:株主還元70ETF、銘柄コード:2529)(以下「本ETF」)^{※1}を、東京証券取引所に上場しました。

本ETFは、低金利環境下における高配当株系ETFに対する投資家の関心の高まりに応じて当社が組成したものです。本ETFが連動対象とする指数「野村株主還元70」は、国内金融商品取引所に上場する普通株式のうち、金融・保険業^{※2}を除く銘柄の中から、配当、自社株買い等の株主還元を積極的に行なっている70銘柄を選定して構成銘柄とする株価指数です。

本ETFは、本日より全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となります。本ETFの設定・上場により、当社が運用するETF「NEXT FUNDS」^{※3}は、合計62本(外国で設定・上場しているETFを含む)となります。

※1 本ETFの詳細に関しては、有価証券届出書または目論見書をご覧ください。

※2 東証33業種分類の「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「保険業」、「その他金融業」を指します。

※3 「NEXT FUNDS」は、当社が運用するETFシリーズの統一ブランドです。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表しています。

以上

この資料は、「NEXT FUNDS 野村株主還元70連動型上場投信」の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆様の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆様のお申込みを承っております。本ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者（証券会社）に口座を開設の上、お申込みください。

■ 野村株主還元70の著作権等について

野村株主還元70の知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、野村株主還元70の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、野村株主還元70を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

■ 本ETFに係るリスクについて

本ETFの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

したがって、本ETFにおいて、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

■ 本ETFに係る手数料等について

<売買手数料>

市場を通して投資される場合、取扱い第一種金融商品取引業者（証券会社）が独自に定める売買手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます（取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません）。

<信託報酬>

以下の(1)と(2)の合計額が、投資家の皆様の保有期間に応じてかかります。

(1) 日々の本ETFの純資産総額に年0.3024%（税抜年0.28%）以内（2019年4月18日現在、年0.3024%（税抜年0.28%））の率を乗じて得た額。

(2) 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の43.2%（税抜40%）以内の額。

<対象株価指数に係る商標使用料>（2019年4月2日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.0432%（税抜0.04%）以下の率を乗じて得た額とします。

<上場に係る費用>

以下の合計額が上場に関してかかります。

- ・ 新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜0.0075%）。
 - ・ 年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%（税抜0.0075%）。
- 上記の他、新規上場に際して、54万円（税抜50万円）の上場審査料がかかります。

<申込手数料>

本ETFの追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

<交換手数料>

本ETFの交換の実行を請求される場合には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

<信託財産留保額>

ありません

<その他の費用*>

- ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・ 外貨建資産の保管等に要する費用
 - ・ 本ETFに関する租税、監査費用等
- * 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料の合計額については、投資家の皆様が本ETFを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様が本ETFを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
一般社団法人投資信託協会会員
一般社団法人日本投資顧問業協会会員
一般社団法人第二種金融商品取引業協会